

令和5年度第2回羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会 議事録要旨

- 1 日 時 令和5年10月27日(金) 13時30分～
- 2 場 所 羽島市役所 4階 406会議室
- 3 出席者

羽島市自治委員会連絡協議会	金森 更二
羽島市社会福祉協議会常務理事	伊藤 克巳
羽島市身体障害者福祉協会会長	森 重雄
羽島市障害児を守る会会長	馬場 まさ子
羽島市民生委員児童委員協議会会長	浅井 廣志
社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会理事長	川合 宗次
社会福祉法人豊寿会あいそら羽島統括施設長	豊田 雅孝
社会福祉法人万灯会	
生活サポートはしま相談支援センター管理者	勝 尚志
羽島市発達支援センターもも管理者	永納 香子
公募委員	伊藤 文代
公募委員	太田 富美子
- 4 議 題
 - (1) 羽島市障害者計画（案）について
 - (2) 羽島市障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について

《議題1》 羽島市障害者計画（案）について

【委員】『防犯・防災対策の整備』に係る施策の方向性について、防犯に関する記載がない。

【事務局】「施策の方向性」では、『また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。』と追記いたします。

「分野別施策」における方向性については、「安全なまちづくりの推進」に、『警察や当事者団体、福祉施設との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。』

『消費者トラブルの防止及び被害からの救済のために、消費生活相談を実施するとともに、法律相談や法テラスの紹介など相談体制の整備を図ります。』を追加し、担当課に「福祉課」と「市民総合相談室」を加えます。

【委員】「分野別施策」の方向性、「重層的な支援体制の強化」の担当部署について、関係機関に社会福祉協議会の記載があるが、社会福祉協議会に限らず、民間団体との連携も必要であることから、社会福祉協議会等と「等」を加えた方が良い。

【事務局】「施策の方向性」において、関係機関との連携に係る記載があるものについては、「等」の記載を加えます。

【委員】避難行動要支援者名簿の周知が進んでいない状況がアンケート調査結果から分かるため、周知を進める必要がある。

相談支援事業所についても周知が進んでいない状況であるため、結果を事業所とも共有しながら、より一層の周知を進める必要があると感じた。

【事務局】周知に取り組んでいきます。

《議題2》羽島市障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について

【委員】『基本指針の概要』の記載内容について、羽島市の実態等にそぐわない記載になっている。

【事務局】『基本指針の概要』については、計画を策定するにあたっての国の「基本指針の内容」と「基本的な考え方」を記載しており、羽島市の実態に合わない表記もございますが、あくまでも参考として掲載しておりますので、ご理解願います。

【委員】『施設入所支援の確保の方策及び今後の方向性』の記述について、施設入所の確保を図るのか、地域移行を進めるのか記載の意図が分からない。

【事務局】一つの文章中に異なる2つの主旨の内容を記載しているため、分かりづらい文章になっています。
サービスの確保の方策として「施設入所支援については、サービスを必要とする人が利用できるように、事業所と連携を図りながら、利用者ニーズに応じて必要な情報提供を行います。」と記載し、
施設入所から地域移行の推進として「入所から地域生活への移行については、意思決定支援を行いつつ、必要なサービス提供体制の整備に努めます。」という方向性を追加して記載します。

【委員】国の指針の、「日中サービス支援型共同生活援助」に関する記述について、民間営利企業の福祉業界への参入が増えているが、最近の新聞記事にも掲載されたように、事業者の質に疑義が生じる事例が発生している。共同生活援助では、これまでは夜間を中心とした支援をしていたが、入所施設のようにグループホームだけで過ごす当該共同生活援助が全国的に増えている。(単価が高いため。)

今後、高齢者の認知症グループホームのように地域協議会を作り、第三者の目を入れるなど、地域支援体制の強化・充実が求められるようになると予想されるため、方向性に付け加えると良い。

【事務局】ご主旨について、検討し追加して記載します。

【委員】現状においても、日中支援型共同生活援助については、設置の前に自立支援協議会の許可を得て設置する流れであるため、設置後の評価や検討が必要であると考えます。

【委員】他市町の自立支援協議会の委員をしており、事業所の開設にあたって図面等をすべて確認して、施設の設備や運営（苦情の窓口）の問題を自立支援

協議会から指摘したが改善が一切見られなかった。自立支援協議会が権限を持てば良いが、形骸化してしまっているのが現実であるため、外部の目を入れるとともに、現実を知っておく必要がある。

【事務局】 ご意見を参考として、指定を行う県等と協議し対応してまいります。

【委員】 施設入所の人数が記載されている箇所が複数あるが、それぞれで記載の数値が違うので確認を。

【事務局】 確認し、必要な修正をいたします。

【委員】 「発達障がいのある人及びその家族等に対する支援」について、ペアレントトレーニング等について、目標数値の計上があるが何か具体的に事業を実施する予定か？

【事務局】 当該目標については現行計画と同じ内容であり、実績としては取り組みができていない状況である。具体的な事業実施については未定であるが、先行する市町からの情報を得るなどして、指針に応じて 8 年度までには何らかの事業を実施したいと考えて掲載している。

【委員】 ケースによっては、対応方法がわからず安易にスマホ等を与えるなど誤った対応により、依存症など二次障害になることもあり得る。ボーダーなどで支援から漏れてしまう子もいるため、早期発見・早期療育につながる取り組みがあると良い。相談窓口を明確にされると良い。

【委員】 保護者の環境等の変化等（共働き）もあり、発達支援事業所に通所することが精一杯で、保護者の集まりを企画しても集まらないのが現状。

保護者自身の変化もあり、自身でスマホ等から情報を得たり、コミュニケーションが苦手な集まりの場があったとしても自ら発言する人も少ない。

そういったことから、親の会的な活動や当事者団体の活動もあまり上手くいかない状況である。

【事務局】 ペアレントトレーニングに関連して、実績等がないと全ての自治体に対応していくことは難しいため、情報等が得られたら随時共有させていただきたい。